平成２６年（へ）第４５号
山梨県南アルプス市小笠原455番地
申立人　巨摩野農業協同組合
代表者代表理事　小池　通義
権利を争う旨の申述の終期　平成26年７月９日
平成26年７月10日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＳＧ250593
金額　168,000円
支払期日　平成26年４月30日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社三井住友銀行日本橋支店
振出日　平成25年12月31日
振出地　東京都港区
振出人　タマホーム株式会社　代表取締役　玉木　康裕
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第４６号
横浜市緑区十日市場822番地10
申立人　株式会社ユニテックス
代表者代表取締役　山口　聖一
権利を争う旨の申述の終期　平成26年７月９日
平成26年７月10日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　３通
⑴手形番号　ＪＸ59296
金額　920,725円
支払期日　平成26年２月28日
支払地　東京都台東区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行浅草橋支店
振出日　平成25年10月31日
振出地　東京都港区
振出人　東京計装株式会社　代表取締役　杉時夫
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＪＸ59297
金額　90,000円
⑵の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ
⑶手形番号　ＫＡ89750
金額　540,740円
支払期日　平成26年３月31日
振出日　平成25年11月29日
⑶の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２６年（へ）第５６号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩297番地１
申立人　株式会社ドーワコーポレィション
代表者代表取締役　佐藤　眞宏
権利を争う旨の申述の終期　平成26年７月９日
平成26年７月10日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＡＣ53811
金額　109,855円
支払人　朝日信用金庫ことぶき支店
支払地　東京都台東区
振出日　平成26年２月14日
振出地　東京都台東区
振出人　東京名廣株式会社　代表取締役　種村精二
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２２３６号
大阪府寝屋川市萱島南町16番１―201号
債務者　富田　　淳
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　葉狩　陽子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午前11時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５９７号
京都市左京区静市静原町755番地４
債務者　有限会社山脇電設
代表者代表取締役　山脇　隆義
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩見　卓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午後２時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２５２２号
大阪市住之江区南港北２丁目１番10号　ＡＴＣビルＩＴＭ棟４ＦＨ―８
債務者　Ｍｅｒｃｕｒｉｕｓ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ株式会社
代表者代表取締役　加藤淳一郎
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中島　ふみ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７５７号
大阪市中央区森ノ宮中央１丁目16番16号　大阪紙器会館３Ｆ
債務者　水光金属株式会社
代表者代表取締役　水光　祥文
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀野　桂子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６０３号
大阪市中央区谷町６丁目14番１号
債務者　有限会社ヨコイオプティカル
代表者代表取締役　横田　憲治
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田健太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６２０号
大阪市浪速区大国１丁目６番５号
債務者　株式会社シー・キュー・エス
代表者代表取締役　小倉　理恵
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松原　弘幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７６０号
大阪市中央区南船場２丁目10番28号
債務者　トスカ株式会社
代表者代表取締役　橘岡　昭三
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　　崇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３３０号
大阪府枚方市長尾家具町１丁目２番地１号
債務者　株式会社アドミン
代表者代表取締役　中嶋　三郎
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　足立　賢介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７４４号
大阪府茨木市三島丘２丁目11番15号
債務者　株式会社ケイ・シュクル
代表者代表取締役　佐藤　公徳
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　　俊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７８４号
大阪市中央区安堂寺町１丁目４番10―1303号
債務者　株式会社エスピーアイドマ
代表者代表取締役　上西さゆり
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小國　隆輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部